

会社法施行と経営状況分析の変更点 ⑧ 分析機関の業務取扱い上の変更点(その1)

はじめに

「会社法施行と経営状況分析の変更点」と題しまして、前回まで、財務諸表の変更点及び経営状況分析の変更点について解説してまいりました。8回目の今回は、私ども、登録経営状況分析機関の業務取扱い上の変更点について解説してまいります。

会社法の施行に伴ない、私どもの業務取扱いについても変更が生じています。また、従来皆様に公開することが出来なかった情報も今般一部公開が可能となったものがありますので、これらの点についてご説明してまいります。

なお、いつものとおり、意見に亘る部分は私見でありますので、あらかじめご了承ください。

1. 事前確認項目

(1) 取扱い

従来、Y 点計算を実施する前に私どもで実施している、いわゆる事前確認項目というものがありましたが、これらは非公開でした。今般の会社法施行に伴う変更により、この事前確認項目が変更になるとともに、国土交通省から公開することが可能との通達をいただきましたので、以下に解説してまいります。ここでは通達そのものではなく、通達を私なりに整理し、趣旨を勘案した上で私ども独自の項目も含めて記載しておりますので、この点、ご了承ください。

(2) 確認項目

① 減価償却実施額

申請書に記載されている、「減価償却実施額」の金額と法人税申告書の別表 16 の各表、または減価償却の明細書、個人の場合には確定申告書の控等により、減価償却実施額が正しいことを確認しています。これは、もう皆様ご承知のとおり、Y 点計算における「キャッシュ・フロー」の金額を求めるために必要です。減価償却実施額は、財務諸表及び注記表には記載されない項目であるために、別途上記のような書類を提出していただき、確認させていただいています。

② 受取手形割引高

申請書に記載されている、「受取手形割引高」の金額と注記表記載の金額、法人税申告書別表 11(2) (当該金額の記載がある場合)、金融

機関発行の残高証明書等により、金額が正しいことを確認させていただいています。

なお、注記表の記載は、会社計算規則上は、会計監査人を設置していない非公開会社(株式の譲渡制限の定款規定を定めている会社)については、会計方針及び株主資本等変動計算書の注記のみで足りることとされており、受取手形割引高の注記は必ずしも必要とされておりませんが、Y 点計算上当該項目は必須の項目であり、会社法も追加の注記を妨げる趣旨ではありませんから、会社法上注記が不要のケースでも割引手形残高が存在する場合には注記表に金額を記載していただくようお願いしています。

③ 財務諸表の様式

財務諸表の様式が建設業法施行規則の様式に従っていることを確認させていただいています。特に、財務諸表のフォームだけでなく、様式の記載要領に記載されている事項にも従っていただく必要がありますので、ご留意願います。

また、勘定科目に「……」とか、「その他1、2」といった科目が設定されている場合には、勘定科目の内容を示す、適切な名称に変更していただく必要がありますので、ご留意願います。

④ 換算報告書の作成

決算期変更等により、決算期が 12 ヶ月に満たない場合には、損益計算書を 12 ヶ月に換算した換算報告書の作成、提出をお願いしております。換算報告書の記載様式は、私ども経営状況分析センターの以下の URL からダウンロードして利用していただくことが可能です。

(<http://www.mfac.co.jp/support/download.html>)

2. おわりに

今月は紙幅の都合で、ここまでとさせていただきます。今回のテーマは私が実施していた講習会でも最後の方の説明であり時間がなかったこともあり、より詳細なご説明をさせていただく所存です。皆様の申請に際しての参考としていただければ幸いです。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)